

## 令和8年度 井原市暮らし向上スマートエネルギー導入補助金

市民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援することにより、地球規模での環境保全及び環境問題に関する市民意識の高揚を図り、環境にやさしいまちづくりを推進するため、省・創・蓄エネ設備を導入する方に対し、補助制度を設けていますので、積極にご活用ください。なお、本補助金は予算の範囲内での交付となります。(令和8年度予算額 28,000千円)

### ○補助対象機器、補助率、補助上限額

	補助率	補助上限額
住宅用太陽光発電システム	公称最大出力合計値 × 3万円	12万円
住宅用定置型蓄電池	補助対象経費の1/10以内	15万円
住宅用太陽熱温水器		3万円
電気自動車等		10万円
V2H 充放電設備		15万円
高効率給湯器		6万円
窓断熱		15万円
家庭用燃料電池システム		12万円

※高効率給湯器の補助上限額を6万円に変更しています。

### ○受付期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

契約、工事着工に際し、事前の申請はありません。補助対象機器毎に定めた設置完了日から3か月以内に必要書類をそろえて、申請してください。

補助の受付は、交付申請による先着順（郵送よりも窓口受付を優先）です。受付期間内であっても、交付申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。

### ○補助対象者

(電気自動車以外)

- ・市内に住所を有する者のうち、自らの居住の用に供する市内の住宅に補助対象機器を設置する者又は補助対象機器が設置された市内の新築住宅を購入し、当該住宅に自ら居住する者
- ※居住確認は住民票の住所で確認します。補助金申請時に、住民票の住所と補助対象機器の設置場所が一致していることが必須となります。
- ・補助対象機器導入の際の契約者または、代金支払者である者
- ※補助対象機器の保証書（窓断熱は出荷証明書）、領収書の宛名で確認します。明細書や見積書の宛名は確認書類として使用しません。

(電気自動車)

- ・車両の初度登録（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条に規定する自動車登録ファイルへの登録（軽自動車にあっては、同法第59条に規定する新規検査を受けたことをいう。以下同じ。）する時点において1年以上市内に住所を有している者
- ・当該車両の自動車検査証において使用者として記載されている者
- ・自家用乗用車として使用する者

○昨年度からの主な変更点

#### 設置完了日について

▷住宅用太陽光システム

「電力受給契約開始日」から「保証開始日」に変更しました。

ただし、令和8年3月31日までに設置完了したのものについては、従前のおり電力受給開始日を設置完了日とすることもできます。その場合は電力受給契約書の写しを提出してください。

▷住宅用定置型蓄電池、住宅用太陽熱温水器、V2H充放電設備、高効率給湯器、家庭用燃料電池システム

「工事完了日」から「保証開始日」に変更しました。

#### 必要書類について

▷すべての補助対象機器

「市税完納証明書」（申請者個人のもの。発行後3ヶ月以内のもの。）を追加しました。

※納税証明ではありません。本庁舎税務課、芳井支所、美星支所の各窓口で「市税に滞納が無いことの証明が必要であること。」をお伝えください。**原本提出となります。**

▷住宅用太陽光発電システム

「電力会社との電力受給契約書の写し」を削除し、「一般送配電事業者と系統連系に係る接続契約が結ばれていることがわかる書類の写し（中国電力ネットワーク（株）の場合、「系統連系に係る契約のご案内」が該当します。）」を追加しました。

▷住宅用定置型蓄電池

「電力会社との電力受給契約書の写し」と限定していたものを「太陽光発電システムの設置が確認できる資料」に変更しました。電力会社との電力受給契約書の写しや太陽電池モジュールの保証書（所在地が確認できるものに限る）などでも申請可能です。

## よくある質問

### 問1 国や県の補助金と併用できるか。

- 併用は可能です。ただし国や県の補助金が他の補助金制度との併用に制限を設けている場合がありますので、ご注意ください。国の補助金において「国費が充当されたほかの補助金との併用は行わないこと。」という要件がありますが、当補助金には国費は充当されておりません。
- 同一の補助対象設備について、本市で実施している補助金との併用はできません。  
(例) 四季が丘団地助成金の太陽光発電システムへの補助金との併用。

### 問2 併用住宅に補助対象設備を設置したが、補助金の申請はできるか。

- 併用住宅（店舗や事業所と居宅を兼ねる住宅）に設備導入する場合、補助対象機器が居宅部分にしか使用されていないことを証明できる場合にのみ対象とします。

### 問3 補助対象設備をリース、太陽光発電システムをPPAで導入したが、補助の対象となるか。

- リース、PPAの場合は補助の対象となりません。

### 問4 補助対象設備の購入や施工を市内業者にするなど制限があるか。

- 業者の制限はありません。

### 問5 補助対象経費とはどのようなものか。

- 補助対象経費は、補助対象設備の本体及び付属設備の購入費、設置工事費の合計額となります。これらに該当しない経費（何の経費か読み取れないものも含む）は補助の対象外です。

補助対象経費とならないものの主な例

- ・ 既存設備等の撤去・処分費用
- ・ 補助対象設備と直接関係のない費用  
(例) 給湯器買い替えに伴い、浴槽や水栓の工事にかかった費用
- ・ 設備の保証料
- ・ 補助金申請代行手数料
- ・ 諸経費

### 問6 補助対象経費は税込みの金額でいいか。

- 税込み価格で記載してください。

### 問7 設備の仕様が確認できる資料の写しとはなにか。

- 補助申請設備ごとに以下のとおりです。

太陽光発電システム	公称最大出力がわかる資料(カタログ、仕様書など) 太陽電池モジュールの設置枚数が確認できる資料(図面、保証書など)
定置型蓄電池	メーカー名、(一社)環境共創イニシアチブ(SII)の登録型番(パッケージ型番)

	がわかる資料(カタログ、仕様書など)
V2H 充放電設備	メーカー名、製品型番がわかるもの
燃料電池システム	
高効率給湯器	交付要綱(別表第1)の要件を満たしていることが確認できる資料 (カタログ、仕様書など)
太陽熱温水器	

問8 設備の設置状況を示す写真は取り替え工事の場合、工事前の写真も必要か。

○「窓断熱」については、工事前の写真も添付してください。その他の設備の申請については、工事後の写真を添付してください。

問9 新築(建売)住宅の購入やリフォーム工事をしたが、補助対象機器だけの領収書は発行されない。どのようにしたらいいか。

○補助対象設備の代金が含まれた領収書を提出してください。補助対象以外の金額が含まれていても問題ありません。その際は、提出する領収書の写しに【「補助対象機器の名称」の補助対象経費の〇〇円を含む】と記載をお願いいたします。

○領収書が発行されない場合、金融機関を通じて振り込みをした際の振込受付書(ATMから振り込んだ場合は、ご利用明細票)など申請者が工業者に振り込んだことがわかるものをご提出ください。

問10 割賦販売で購入した場合の領収書はどうすればいいか。

○一部現金払いの場合、領収書の提出と合わせて割賦販売契約書の写しを提出してください。補助対象機器代金の支払いの手続きが完了していることを確認します。